

MIZBERING よどがわにぎわいプロジェクト

「淀川アーバンキャンプ2017」における

長期提案型

募集要項

(2017年3月)

目次

1. はじめに.....	1
1-1.趣旨と目的	1
1-2.これまでの取り組み	1
2. 募集の概要	2
2-1. 募集事業	2
2-2. 事業対象エリア	3
2-3. 土地及び施設の管理形態	4
2-4. 出店料等について	4
2-5. 事業スケジュール（予定）	5
3. 事業条件.....	5
3-1. 敷地.....	5
3-2. 建築物の用途・構造・規模等	5
3-3. 関連施設の整備.....	6
3-4. 施設の設計・エ事に関する条件.....	6
3-5. 施設の運営等に関する条件.....	6
3-6. 安全対策	7
3-7. 営業期間及び営業時間.....	7
4-1. 応募等のスケジュール.....	7
4-2. 募集要項の配布.....	8
4-3. 説明会の開催	8
4-4. 応募に関する質問.....	8
4-5. 事業提案書の受付	8
5-1. 事業者の構成等	10
5-2. 事業者に必要な資格	10
6. 事業者の選定.....	11
6-1. 審査方法	11
6-2. 審査の項目	11
6-3. ヒアリングの実施	12
6-4. 結果の通知及び公表.....	12
6-5. 失格事由	12
6-6. 応募者が1者又は無い場合の取扱い.....	12
7. 問い合わせ窓口	12

1. はじめに

1-1.趣旨と目的

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（淀川河川公園管理センター）と大阪商工会議所は、淀川の河川空間を活用した新たな賑わい創出モデル事業として、「淀川アーバンキャンプ 2017」を開催する。

淀川では、地域の人々が淀川のもつ豊かな自然環境をより身近に、より快適に親しめるよう、また淀川のポテンシャルを活かした大阪の新たな賑わいの拠点としての可能性を高めるため、官民連携による新たな賑わいづくりを進めている。

「淀川アーバンキャンプ 2017」では、官民連携による賑わい創出に加え、淀川の豊かな自然をより体感し学んでいただくことをテーマとして、子どもたちに淀川の自然や新たな屋外での楽しみ方を伝える「淀川アーバン林間学校(仮称)」を主催者で企画しており、このテーマに親和性のある提案を歓迎する。

上記を踏まえ、今年度の賑わい創出モデル事業では、官民連携による新たな賑わい創出に向け、2つの事業者公募を実施する。

1つ目は、淀川アーバンキャンプ 2017 のコア期間に実施する短期イベントへの出店者を募集する【短期イベント型】の公募である。【短期イベント型】の事業者公募では、広くイベント出店事業者を募り、民間事業者とともに魅力ある賑わい創出イベントを行い、淀川の魅力をより高めながら、大阪の新たな賑わい拠点としてのポテンシャルを広く周知していく事を目的としている。

2つ目は、約3ヶ月間の長期間に、事業を主体的に実施する民間事業者を募集する【長期提案型】の公募である。【長期提案型】の事業者公募を通して、官民連携による賑わい創出に向けた、民間事業者の主体的な事業を受け入れる仕組みづくりと、民間事業の継続可能性を検証する。

本要項は、上記の趣旨に賛同し、淀川の新たな魅力づくり、賑わいづくりに資する【長期提案型】の事業に参画する事業者を募集するものである。

1-2.これまでの取り組み

国土交通省では平成26年3月、身近にある川をほとんど意識していない人々や民間企業に対し、川の価値を見いだす機会を提供する取り組みとして「ミズベリング・プロジェクト」を開始した。淀川でも、このプロジェクトの一環として、平成27年9月に「淀川アーバンキャンプ 2015」を、平成28年9月に「淀川アーバンキャンプ 2016」を開催した。

2. 募集の概要

1の趣旨、これまでの取り組みを踏まえ、「淀川アーバンキャンプ2017」で、淀川の河川空間を活用した、新たな賑わい創出事業を実施する事業者を募集する。

事業者は、主催者が占有する公園敷地に、賑わい創出事業のための施設を仮設置する等し、自ら運営するものとする。

2-1. 募集事業

「淀川アーバンキャンプ2017」における新たな賑わい創出事業は、以下のカテゴリについて事業を募集する。複数のカテゴリにまたがる提案や、カテゴリの枠を越えた独自提案も可能とする。

事業カテゴリ		内容
1	バーベキューサービス	■ 新たなバーベキューの楽しみ方を提供するバーベキューサービス事業 (手ぶらバーベキュー、バーベキュー講座 等)
2	飲食サービス	■ 淀川での滞在を豊かにする、飲食サービス事業 (カフェ、レストラン、キッチンカー、コンビニカー 等)
3	レンタルサービス	■ 淀川をより楽しむためのツールレンタルサービス事業 (アウトドア用品、バーベキュー用品等) ※期間中「既存バーベキューエリア」にて、淀川河川公園管理センターが、バーベキューに関連するレンタル事業を予定している。
4	アクティビティ	■ 水辺アクティビティ事業 (クルーズ、カヌー、サップ 等) ■ スポーツ・アクティビティ事業 (スポーツ教室、パラグライダー 等)
5	プログラム	■ 淀川での新たな賑わいづくり創出につながるプログラム事業 (グランピング、屋外シアター 等)

2-2. 事業対象エリア

事業対象区域は、淀川河川公園の以下の事業対象エリアとする。実施場所は提案内容を受けて、事業者と主催者側で調整のうえ、決定することとする。

ただし、事業提案に応じて、下記エリア以外での提案も可能とし、主催者及び関係機関等との調整の上、実施可能かの協議を行う。

事業対象エリア		対象となる事業カテゴリ
①	西中島バーベキューエリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業カテゴリ 1：バーベキューサービス ■ 事業カテゴリ 3：レンタルサービス ※事業カテゴリ 1は①西中島バーベキューエリアのみを対象とする。
②	西中島エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業カテゴリ 2：飲食サービス ■ 事業カテゴリ 3：レンタルサービス ■ 事業カテゴリ 4：アクティビティ ■ 事業カテゴリ 5：プログラム
③	西中島水辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業カテゴリ 4：アクティビティ（水辺）
④	十三エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業カテゴリ 2：飲食サービス ■ 事業カテゴリ 3：レンタルサービス ■ 事業カテゴリ 4：アクティビティ ■ 事業カテゴリ 5：プログラム
⑤	新北野船着場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業カテゴリ 4：アクティビティ（水辺） ※当該船着場は緊急船着場のため、テント等の各種施設は原則として、日々設置・撤去するものとする。





2-3. 土地及び施設の管理形態

- ① 主催者の管理する国営公園内の一部を、賑わい創出事業のモデルエリアとして主催者が占有を行う。
- ② 事業者が仮設置できる施設は、以下の三つとする。
 - ・ テーブル、ベンチや休憩施設等の賑わい創出事業サービス利用者及び公園利用者への便益施設
 - ・ 仮設厨房及びバックヤード等の事業用施設
 - ・ その他、事業者が自ら提案し、仮設置する施設
 上記施設を仮設置するにあたっては、主催者との調整が必要である。なお諸施設の管理と所有は事業者となる。

2-4. 出店料等について

出店料等は無料とする。

ただし、本モデル事業を通して、民間事業の継続可能性を検証するため、3-5（11）に記する事業実績に関する調査に協力すること。

2-5. 事業スケジュール（予定）

営業開始までの概ねのスケジュールは以下の通りです。

スケジュール(予定)	内容
平成 29 年 3 月 27 日(月)～4 月 28 日(金)	事業者の募集期間
平成 29 年 5 月 1 日(月)～5 月 12 日(金)	事業者の選考期間
平成 29 年 5 月 12 日(金)	事業者審査会
平成 29 年 6 月上旬以降	事業者との協議期間 ・事業内容の調整、設営関係協議、建築確認、河川法及び都市公園法等の申請等の諸手続き
平成 29 年 7 月上旬以降	設営関係着手、完成
平成 29 年 7 月 23 日(日)～10 月 31 日(火)	営業

※当該スケジュールは、関係各所との調整状況等の進捗状況により変更される場合があります。

3. 事業条件

3-1. 敷地

- (1) 施設等設置可能区域は、2-2. 事業対象エリアに示す範囲を基本とする。
ただし、対象エリア内での提案を受け、管理上の安全面等を考慮し、主催者との調整を要する場合がある。なお、事業対象エリア内の緊急河川敷道路は、往来者及び公園管理車両の通行を確保するため、施設等を設置しないものとする。
- (2) 施設等を設置する位置は、事業者が提案し、主催者との協議で決定する。
- (3) 事業対象エリアは事業終了後、原状回復し主催者へ引き渡す。
- (4) 関係法令等を遵守するとともに、占用許可等に必要な協議等は主催者とともに行うこと。

3-2. 建築物の用途・構造・規模等

- (1) 事業者が仮設置する施設は、以下の3つとする。
 - (ア) テーブル、ベンチや休憩施設等の賑わい創出事業サービス利用者及び公園利用者への便益施設
 - (イ) 仮設厨房及びバックヤード等の事業用施設
 - (ウ) その他、事業者が自ら提案し、仮設置する施設
- (2) 主たる施設は、仮設構造物（ケータリングカーを含む）とする。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に適合する建築物とすること。建築確認申請を要する施設を提案する場合、申請等の手続きに必要な時間を勘案して提案すること。
- (3) 施設は、事業対象エリアとの一体的利用や周辺環境に対し配慮すること。
- (4) 施設の外観は、淀川河川公園や河川及び周辺の既成市街地の景観に対して配慮がなされたものとする。施設の配色や構造物の設置については公園管理者と十分協議するものとする。
- (5) 施設は仮設とするため、基礎工事を必要とする土地に定着する形態は不可とする。

3-3. 関連施設の整備

提案する事業実施に必要な設備（水、排水、電気、ガス等）の整備については、事業者が自ら行うこととする。ただし、設置する設備については仮設仕様の形態とし、河川及び公園管理者より施設撤去指示があった場合及び荒天等の場合には完全撤去できるものとする。

3-4. 施設の設計・工事に関する条件

関連する法令等については事業者が調査すること。また、法令等に必要な手続き、手続きに伴う費用は事業者の負担とする。

3-5. 施設の運営等に関する条件

- (1) 関係法令等を遵守するとともに、施設の設置・運営に必要な行政協議等は主催者とともに
に行うこと。
- (2) 営業期間及び営業時間は3-7営業期間及び営業時間に示す通り。具体的な営業期間及び営業時間は事業者が提案し、主催者との協議によって決定する。
- (3) テーブル、ベンチや休憩施設等の賑わい創出事業サービス利用者及び公園利用者への便
益施設については、できる限り一般の利用者も使用できるよう自由開放とすること。
- (4) 仮設厨房及びストックヤード等の事業用施設は、事業者の専用施設として利用すること。
- (5) 使用する区域及びその周辺は、事業実施期間中は清掃し清潔に保つこととする。また、
必要に応じ養生マット等を配置すること。
- (6) 施設については盗難等に配慮した管理を行うこと。また、夜間については客席の集約や
結束等により移動されにくい管理を徹底すること。
- (7) 荒天や強風が常に予想されるため、仮設置物は飛散対策を万全にしておくこと。また河
川及び公園管理者より施設撤去指示があった場合は、すみやかに現地より仮設置物を撤
去し、河川区域外の安全な場所へ移動すること。
- (8) 「淀川アーバンキャンプ2017」のコア期間に実施されるイベント事業等について、主催
者と協議のうえ、可能な範囲で連携を図ること。
- (9) 景観に配慮し、賑わいの演出に努めること。（イルミネーション等）
※実施内容によっては、主催者との調整が必要な場合がある。
- (10) プロモーション等の理由から、主催者が必要とする写真素材や店舗情報の提供に協
力すること。また、営業風景の撮影等にも協力すること。
- (11) 事業者は、開催期間中、日々の売上、来客数等、主催者の指定する様式により報告
すること。
- (12) 事業者は、施設及び食品販売行為に関して発生した事故・苦情に対して全ての責任
を負うこととする。
- (13) バーベキューサービス等を提供する場合は、①の「西中島のバーベキューエリア」
での実施とし、事業者が火元などの安全管理をおこなうこととする。既存バーベキュー
エリアの客席は自由開放とならない。

3-6. 安全対策

公募区域は公園敷地内であるため、災害時等に備えて連絡体制等を構築すること。また、災害等発生時には、避難等について公園管理者の指示に従う必要がある。

3-7. 営業期間及び営業時間

(1) 営業期間は、平成29年7月23日(日)から平成29年10月31日(火)とする。

※都市公園法及び河川法に基づく許可が与えられた催し物等が予定されている日程の営業については、関係団体等との調整を要し、営業できない日程もある。また、営業する場合は、上記催し物等の主催者が開催出来るよう、調整しなければならない。

※各事業対象エリアの営業可能期間については以下の通りとする。

事業対象エリア	営業可能な期間
① 西中島バーベキューエリア	■ 平成29年8月19日～平成29年10月31日(火) ※ただし、10月14日(土)～15日(日)は営業不可とする。
② 西中島エリア	■ 平成29年7月23日(日)～平成29年10月31日(火) ※ただし、8月5日(土)前後3日は営業不可とする。
③ 西中島水辺エリア	■ 平成29年7月23日(日)～平成29年10月31日(火) ※ただし、8月5日(土)前後3日は営業不可とする。
④ 十三エリア	■ 平成29年8月19日～平成29年10月31日(火)
⑤ 新北野船着場	■ 平成29年8月19日～平成29年10月31日(火)

(2) 営業時間は営業期間内の、駐車場ゲートの開門時間に合わせ下記の通りとする。

ただし、夜のプログラム等事業提案に応じて、上記以外の営業時間の提案も可能とし、主催者及び関係各所とゲートの開閉も含めて調整の上、実施可能かの協議を行う。提案の際には、近隣住民等への迷惑にならないよう配慮した内容とすること。

7～8月	9時～19時
9～10月	9時～17時(土日：7:00～17:00)

4. 応募の手続き

4-1. 応募等のスケジュール

- (1) 募集要項の配布：平成29年3月27日(月)～4月28日(金)17:00まで
- (2) 募集に関する説明会：上記期間中に説明会及び現地説明会を実施予定。
- (3) 質問の受付：平成29年4月14日(金)17:00まで
※質問票(様式6)に記載の上、メールにて事務局まで提出。
- (4) 質問回答：平成29年4月21日(金)までに事務局よりメールにて回答。
- (5) 事業提案書の受付：平成29年3月27日(月)～4月28日(金)17:00締切
- (6) 事業者選考：平成29年5月1日(月)～5月12日(金)
- (7) プレゼンテーション：上記、事業者選考期間中に実施する。
- (8) 結果通知：平成29年5月15日(月)以降

4-2. 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成 29 年 3 月 27 日（月）～4 月 28 日（金）17:00 まで

(2) 配布方法

募集要項は淀川河川公園HP「アーバンキャンプサイト」に掲載する。

【URL : http://www2.kasen.or.jp/yodogawa_uc】

4-3. 説明会の開催

応募を検討されている事業者で、募集内容等に関し、不明な点がある方を対象に、予約制で説明会を開催する。説明会質問における質問及び回答は事業者名をふせたうえで、応募のあった事業者（以下「応募事業者」）全者にメールにて回答する。

説明会を希望する事業者は、下記メールの宛先まで連絡すること。なお、メールの件名には【説明会予約】と必ず明記すること。（予約受付は平成 29 年 4 月 14 日（金）17:00 まで）

[連絡先] 淀川アーバンキャンプ 2017 事務局(下記 7. 問い合わせ窓口 参照)

[件名] 【説明会予約】

4-4. 応募に関する質問

(1) 質問方法

質問票【様式 6】に必要事項を記載のうえ、メールにて下記事務局まで送ること。

[連絡先] 淀川アーバンキャンプ 2017 事務局

メールアドレス : yodo-kikaku@yodogawa-park.com

(2) 質問締切

平成 29 年 4 月 14 日（金）17:00 まで

締切以降の質問は受け付けない。

(3) 回答

受付けた質問には、平成 29 年 4 月 21 日（金）までに質問および回答は事業者名をふせたうえで、全応募者にメールにて回答する。

4-5. 事業提案書の受付

(1) 受付期間

平成 29 年 3 月 27 日（月）～4 月 28 日（金）17:00 締切

時間：午前 9 時から午後 5 時まで、土曜・日曜・祝日を除く

(2) 提出場所及び提出方法

淀川アーバンキャンプ 2017 事務局まで持参または郵送すること。

なお、来社時は事前に事務局まで電話にて連絡すること。

(3) 必要書類及び提出部数

提出の際は、「①応募登録書類」と「②事業提案書類」は別ファイルとすること。

①応募登録書類

名称	様式	部数	内容
(1) 応募登録申込書	様式 1	1 部	所定様式に必要な事項を記入
(2) 誓約書	様式 2		
(3) 共同企業体協定書	様式 3	1 部	グループで申し込む場合のみ
(4) 申込添付書類 ※	様式自由	1 部	①会社定款又は寄付行為の写し ②商業登記簿本及び代表者の印鑑証明書（提出日前3ヶ月以内に発行のもの） ③会社概要書 ④貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、又は、確定申告書（提出日前1年以内に発行のもの）
(5) 事業実績調書	様式自由	1 部	本事業と同種及び類似事業の実績調書

※グループで申し込む場合、全ての構成員について(4)を提出すること。

②事業提案書類

下記項目を満たす事業提案書類を、5部提出すること。

併せて、データを保存したCD-Rを1部提出すること。（データ形式はPDFとする。）

種類	項目	内容・備考	様式
(1) 企画提案	①基本項目 的確性・理解度（コンセプト等）	事業趣旨にそったコンセプト等を記載	様式 4
	集客性（目標値）・話題性・独創性	にぎわいづくりに資する事業展開やプログラム等の提案	様式 4
	②デザイン項目 施設デザイン性、施設計画	淀川にふさわしい景観、周辺環境との調和を考慮して企画すること。 事業展開イメージが伝わるように、配置図、イメージパース（イメージ写真）等を示すこと。	様式 4
③提案項目 淀川の新たな賑わいづくり	淀川の新たな賑わいづくりに関わる事業の企画提案内容を記載すること。（営業期間、営業時間、事業カテゴリ、事業エリア、事業内容等） 淀川河川敷、淀川の水辺、自然環境等、淀川ならではの環境を活かした提案が望ましい。	様式 4	
(2) 事業運営力	①運営計画	運営体制、荒天時等の撤去計画及び連絡体制、連絡窓口体制、事業工程表（事業の準備から撤収までの事業全体スケジュールを記載すること）	様式 4
	②収支計画	事業収支計画を記載すること。	様式 5

(4) 事業提案書等の取扱い

①著作権

応募登録書類及びその他事業者から提出された書類（以下、「事業提案書類等」という。）の著作権は、事業者に帰属する。ただし、主催者が必要と認めるときは、事業提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

ただし、選定に至らなかった事業者の事業提案書類等については、事業者の選定に係る本事業の公表の目的以外には原則使用しない。

②提出書類の取扱い

事業提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要と認める場合及び条例等の規定による情報公開手続による場合を除き、事業者の許可を得なければ公表しない。

③提出書類の返却

提出された事業提案書類等は返却しない。

(5) その他注意事項

①事業提案書類等に使用する言語は日本語とする。

②応募にかかる経費は全額事業者の負担とする。

③事業提案書類等の不備があった場合には、審査の対象とならない場合がある。

④当該募集の保留、延期又は取り止め若しくはその他募集に関する重要事項等を連絡する場合は、以下のホームページに掲載するので定期的に確認すること。なお、連絡事項の確認を行わなかったことにより、事業者が被った損害については、主催者は一切の責めを負わない。

【URL：http://www2.kasen.or.jp/yodogawa_uc】

5. 事業者に必要な要件

5-1. 事業者の構成等

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人による共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。なお、共同企業体については、申請代表者が以下の要件を満たすこととする。（但し（2）～（6）の要件については共同企業体構成員すべて満たすこととする。）

また、共同企業体については、提案上、1つの企業とみなし、事業提案書類等提出後は、代表者および共同企業体構成員の変更は原則として認めない。

5-2. 事業者に必要な資格

次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 日本国内に営業所を有する法人で、本事業に係る企画立案及び経理処理等各種事務の的確な処理・個人情報の管理体制等、事業実施に必要な能力や体制を有すること。また、財政的健全性を有していること。さらに、共同企業体構成員相互の関係を調整し、適切な執行、管理、報告書の作成等の事務的管理能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。
- (5) 守秘義務を遵守できること。
- (6) 自己又は自社の役員・関係者等が、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当していないこと。
- (7) 本事業の実施にあたり、主催者との打合せ等に適切に対応できること。
- (8) 本事業の趣旨に賛同し、今後の淀川の賑わい創出のため、事業収支報告等の事後報告に必ず協力すること。
- (9) 各種法令を遵守し、必要に応じて警察、保健所、消防等との調整を行うこと。

6. 事業者の選定

6-1. 審査方法

事業提案書類等及び事業者によるプレゼンテーションにより審査する。プレゼンテーション（平成29年5月1日（月）～5月12日（金）の間で実施予定）は1案20分以内で実施し、事業提案書類のみを使用すること。

審査は次の審査基準に基づいて実施し選定する。ただし、審査結果が一定の基準に満たない場合は、選定しないことがある。

また、審査は非公開とし、審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けない。

・審査会実施予定日：5月12日（金）

6-2. 審査の項目

事業提案を審査する際の項目は以下の通り。

(1) 企画審査項目

①基本項目

○的確性・理解度（趣旨等）

○集客性（目標値）

○話題性・独創性

②デザイン項目

○施設デザイン性、施設計画（公園及び周辺景観との調和）

③提案項目

○淀川の新たな賑わいづくり

(2) 業務運営力審査項目

○運営計画（運営に関する条件提示）

○収支計画等

○事業者の財務状況

6-3. ヒアリングの実施

審査にあたり、必要があると認める場合は、事業者から内容について説明を求める場合がある。

6-4. 結果の通知及び公表

結果は、全ての応募事業者に通知（共同企業体で応募した場合は、その代表者に通知）するものとし、審査において選定された事業者のみ事業をすることが出来る。なお、審査内容及び結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

6-5. 失格事由

次のいずれか一つに該当する場合は、事業者は失格とする。

- (1) 事業者が主催者の審査関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について、相談を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 事業提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (5) 事業者が、応募受付日から事業開始の日までの間に「5. 事業者に必要な要件」の応募資格の条件に該当しなくなった場合
- (6) ヒアリングを実施する際は、あらかじめ連絡した時刻に出席しない場合
- (7) その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

6-6. 応募者が1者又は無い場合の取扱い

応募者が1者の場合であっても、審査を実施する。ただし、応募者がいない場合は本件の公募を中止する。

7. 問い合わせ窓口

【提出先・問い合わせ先】

「淀川アーバンキャンプ2017」事務局

淀川河川公園管理センター 担当 企画運営課

メール：yodo-kikaku@yodogawa-park.com

電話：06-6994-0006（担当：来嶋、橋本、永濱）

平成 年 月 日

「淀川アーバンキャンプ2017」における
長期提案型事業者募集に係る
応募登録申込書

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 宛

所在地

商号又は名称

代 表 者 の 氏 名

印

【連絡先】

担当部課

担当者

電話番号

FAX

メールアドレス

「淀川アーバンキャンプ2017」における賑わい創出事業者募集に係る応募登録を行いたいため、募集要項に記載されている内容を承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

「淀川アーバンキャンプ2017」における 長期提案型事業者募集に係る 応募登録申込書

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 宛

共同企業体の名称
所在地
商号又は名称
代 表 者 の 氏 名

印

【連絡先】

担当部課
担当者
電話番号
FAX
メールアドレス

「淀川アーバンキャンプ2017」における長期提案型事業者募集に係る応募登録を行いたいため、募集要項に記載されている内容を承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

記

構成員は以下のとおりです。

代 表 者	商号又は名称			
	所在地			
	代表者の氏名		担当部課	
構 成 員	商号又は名称			
	所在地			
	代表者の氏名	印	担当部課	
	商号又は名称			
	所在地			
	代表者の氏名	印	担当部課	

・構成員欄は、企業数にあわせて適宜追加してください。

誓 約 書

当方は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が実施する「淀川アーバンキャンプ2017」における長期提案型事業者募集の申込み・参加にあたり、次のとおり誓約します。

1. 事業提案等の提出にあたっては、「淀川アーバンキャンプ2017」における長期提案型事業者募集要項及び法令上の規制等について十分理解し、承知した上で申込み、参加します。
2. 施設等の仮設置・維持管理・運営・撤去・原状回復等については、募集要項等に基づき、当方の負担と責任において実施します。
3. 長期提案型事業に関して、関係法令等を遵守します。
4. 応募資格要件は募集要項等により十分確認した上、申込み・参加するとともに、審査中又は選定事業者となった後、実施までの間に応募資格を有しなくなった場合は、直ちに貴職に報告の上、以下のとおり対応します。
 - ・審査中にある場合は、申込み・参加を取り下げます。
 - ・選定事業者となった後は、事業実施を辞退します。
5. 本事業において、審査を経て、当方が選定事業者として決定されたときは、募集要項に定めるスケジュールに従い協議等を行います。
6. 暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。
 - ①自己又は自社の役員・関係者等が暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - ②大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、淀川河川事務所から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
 - ③本誓約書及び役員名簿等が淀川河川事務所を通じ大阪府警察本部に提供されることに同意します。

平成 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 宛

応募登録申込者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(グループの場合は、以下に構成員を記載してくだ

さい)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

「淀川アーバンキャンプ2017」における長期提案型事業者
共同企業体協定書（標準様式）

〇〇株式会社（以下「甲」という。）、××株式会社（以下「乙」という。）及び△△株式会社（以下「丙」という。）は、共同企業体を結成し、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下、「河川事務所」という。）による「淀川アーバンキャンプ2017」における長期提案型事業者募集要項に基づき、事業を共同して推進し、その円滑な遂行を図るためこの協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲、乙及び丙が、共同企業体を結成し、事業提案を共同して作成し、応募するとともに、選定された後は実施に向けて、共同連帯して事業を遂行するために必要となる事項について定めることを目的とする。

（名称）

第2条 甲、乙及び丙が結成する共同企業体は、◎◎◎◎◎共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を（例：大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号〇〇株式会社内）に置く。

（存続期間）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、事業が終了するまで存続するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

例	大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号	〇〇株式会社
	東京都××区××丁目×番×号	××株式会社
	神戸市△△区△△丁目△番△号	△△株式会社

（運営委員会）

第6条 当企業体は、その意思決定機関として、運営委員会を設けるものとする。

2 運営委員会は、各構成員から選出する委員で組織する。

3 運営委員会は、別に定める運営委員会規約により運営するものとする。

（代表者）

第7条 当企業体は、甲を代表者とする。

（代表者の権限）

第8条 代表者は、運営委員会の決定に基づき、当企業体を代表して大阪府及び監督官庁等との協議並びに手続き等を行う権限を有するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき協議を行った事項を乙及び丙に対し、定期的に報告するものとする。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、「淀川アーバンキャンプ2017」における長期提案型事業者募集要項等に基づき、共同して行う事業計画等の提案及び事業の実施に関し、存続期間中連帯して責任を負うものとする

(権利義務の譲渡の制限)

第10条 各構成員は、この協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。ただし、第13条及び第14条に定める場合において、淀川河川事務所が認めた場合はこの限りでない。

(共通費用の分担)

第11条 事業推進時において発生する共通の経費等については、必要の都度、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互の責任の分担)

第12条 各構成員がその分担事業に関し、淀川河川事務所及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 各構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 第3項の規定は、いかなる意味においても第9条に規定する連帯責任を免れるものではない。

(構成員の脱退に対する措置)

第13条 各構成員は、協定が継続する期間は脱退することはできない。ただし、各構成員が他の構成員全員の承認を受けた上、利害関係を有する関係官庁等の承認を得た場合は、この限りでない。

2 構成員のうち、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して事業を遂行するものとする。

3 前項の場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第14条 構成員のうちいずれかが本事業途中において、破産又は解散した場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(疑義等の決定)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、運営委員会において定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。また、1通は淀川河川事務所に提出する。

平成 年 月 日

甲（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名） 印

乙（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名） 印

丙（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名） 印

種類	項目		内容・備考
(二)企画提案	①基本 項目	事業のコン セプト等を 記載	
		魅力づくりに資する事業展開やプログラム等の提案	
	②デザ イン項 目	事業展開イメージ ※イメージが伝わるように、配置図、イメージパース(イメージ写真)等を示すこと。	

※必要に応じてページを追加し記述すること。

種類	項目	内容・備考
㉓ 事業運営力	③ 提案項目	淀川の新たな賑わいづくりに関わる事業の企画提案内容を記載すること。(営業期間、営業時間、事業カテゴリ、事業エリア、事業内容等)
	① 運営計画	運営体制、荒天時等の撤去計画及び連絡体制、連絡窓口体制、事業工程表(事業の準備から撤収までの事業全体スケジュールを記載すること)

※必要に応じてページを追加し記述すること。

淀川アーバンキャンプ2017長期提案型事業 質 問 票

応募団体等の名称		
担当者	所属	
	氏名	
連絡先	電話番号	
	eメールアドレス	

※ 質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

質 問 (複数ある場合は、○印等で、質問の区分がわかるようにしてください。)

提出期限：平成29年4月14日(金) 17:00必着

送信先：淀川アーバンキャンプ2017事務局

メールアドレス：

※ 本様式に記入の上、eメールに添付し、送信してください。

(口頭または電話・FAXによる申し込みは受け付けいたしません。)

※ Eメール送信にあたっては、「件名」の始めに「淀川アーバンキャンプ2017長期提案型事業質問票」と明記してください。